

マイナンバーカードの申請は
お済みですか??

手続きは簡単だよ



マイナンバーカード申請するなら ポイントがもらえる 今が **チャンス** です!!

●申請手続きの流れ（1人約3分）

- ①身分証明書確認
- ②申請書内容確認・署名
- ③写真撮影

* 1か月ほどでカードができます。交付通知書が届いたら、次の時間帯に受け取りに来てください。

平日 午前8時30分～午後5時15分
 毎週水曜日 午後5時15分～午後7時30分
 第2土曜日・日曜日（要予約）
 午前8時30分～12時

◇場所：役場本庁舎1階
町民生活課 戸籍担当窓口

◇持ち物：

- ・個人番号カード交付申請書
（なくても手続き可）
- ・本人確認書類
（運転免許証、パスポート、障害者手帳、住基カード、健康保険証、介護保険証、年金手帳など）

ポイント付与申込に必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・キャッシュレス決済サービス
（電子マネー、クレジットカード、プリペイドカードなど）
- ・通帳またはキャッシュカード
（公金受取口座登録をされる方）

知っていますか?? **最大 20,000 円分の マイナポイントがもらえます!!**

- ①マイナンバーカード新規取得で最大 5,000 円分

※キャッシュレス決済で 20,000 円分をチャージ（入金）、または支払いをすることで 5,000 円分のポイントが還元されます。

- ②健康保険証としての利用申し込みで 7,500 円分

- ③公金受取口座の登録で 7,500 円分 **9月末から12月末までに延長されました。**

※ポイントを取得するには、**12月末までにマイナンバーカードの申請、令和5年2月末までにポイント付与の申込みが必要です。**申込みは、ご自分のスマートフォンから手続き可能です。役場政策秘書課窓口でもサポートを行っています。

カードのお受け取りと同時に、ぜひポイントの付与をお申し込みください!

お問い合わせ 富士川町役場 政策秘書課 政策推進担当 22-7216



富士川町マイナンバーカード申請出張サービス実施中!!

仕事の都合で申請に行けない方、子どものお迎えで夕方は忙しい方、申請したいけど役場に行く暇がない方など、ご相談ください。

事業所、グループの集まり、お友達同士で事前に予約をいただくと、町職員がご都合の良い日に出張して、マイナンバーカードの申請をお手伝いします。

お問い合わせ 富士川町役場 町民生活課 戸籍担当 22-7208